



[ 平成16年 ] ①

平成16年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく指摘事項で措置を講じたもの

テ-7 川越市水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他関連業務の財務に関する事務の執行

平成17年5月16日現在

番号	指摘等の内容(要旨)	担当部署		措置状況		
		部	課	措置を講じた	検討中	措置を講じない
指摘 4	<p>水道事業、平成10年度から平成14年度までの管渠固定資産台帳の記載不備</p> <p>水道事業で作成されている固定資産台帳での管渠の管理は、年度分を管渠・口径別に集計してその取得価額を手書きで記帳している。平成10年度から平成14年度までの固定資産台帳には、管種・口径別に取得価額が記帳されておらず、合計金額のみ記帳されていた。今後、除却額の算定が困難になるため、工事台帳やパソコン上のデータなどを基に、早急に記帳すべきである。</p>	経営管理部	経営総務課	○		
指摘 8	<p>受託工事損益の管理について</p> <p>受託工事の性格から工事採算が赤字となることはないと思われるので、管理的に、受託工事収益と受託工事費とを対比し、赤字となった理由等の発生原因を明確にし、異常性分析が日常的に行なわれるようにすべきである。</p>	事業推進部	給水課	○→○		

受託工事としては、申請対象部分(負担対象部分)の工事費全額が申請者の負担となりますが、配管網等により申請対象外部分の布設工事を同時施工したほうが、市民に安心、安全な水の供給が可能な場合は、申請対象外部分を含めて発注して施工しているため、負担額以上の工事発注額となる場合があります。平成17年度より受託収益と受託工事費が明確に対比出来るよう、受託工事設計書に設計額と負担額の比較欄を設けます。また、受託工事損益比較台帳による損益管理をいたします。

〔平成16年〕 2

平成16年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく指摘事項で措置を講じたもの

テ-7 川越市水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他関連業務の財務に関する事務の執行

平成17年8月3日現在

番号	指摘等の内容(要旨)	担当部署		措置状況
		部	課	内容・理由等
指摘 5	<p>取得価額は「直接の費用」と「間接の費用」に分割して記帳すべきである</p> <p>「直接の費用」は契約先に支払った費用であり、「間接の費用」は上下水道局内部の費用を年度末に決算処理で配賦したものであって、その性質が異なる。両者を合計して固定資産台帳に取得価額として記帳すると、「間接の費用」の額だけ、契約書・工事完成届などの基礎証憑と合致しなくなる。今後、取得価額を「直接の費用」と「間接の費用」に分割して記帳すべきである。</p>	経営管理部	経営総務課	<p>1、平成16年度取得資産より、<u>記帳を行いました。</u></p> <p>「直接の費用」は当該資産取得のための直接工事費とし、「間接の費用」はそれ以外の費用(舗装工事などで直接関係する資産が特定できないもので取得資産全体に按分配賦するもの、委託料・補償費などで直接関係する取得資産が特定できその資産に配賦するもの、その他人件費・水道光熱費・燃料費など)としております。</p> <p>2、ただし、<u>管渠(これに付随する止水栓・制水弁等を含む。)</u>につきましては、平成19年度より供用開始予定のGIS(地図情報システム)における管渠情報と固定資産台帳上の情報を対応させた後、<u>記帳すること</u>といたします。</p>

0.5

X  
0.5

1、2、を小項目とした。

〔平成16年3月〕

平成16年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく指摘事項で新たに措置を講じたもの

③

テーマ 川越市水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他関連業務の財務に関する事務の執行

平成18年2月1日現在

番号	指摘等の内容(要旨)	担当部署		
		部	課	
指摘1	<p><b>検針業務の正確性のチェックが必要</b>            検針業務が正確になされているのかチェック(前述の「異常性」ではなく、読み取りの正確性という意味)がされていない。内部牽制上のみならず、検針は水道料金へ直結する業務であるので、請求する水道料金の正確性を担保する意味でも、定期的にサンプルチェックを実施することが必要である。</p>	経営管理部	料金課	<p>検針業務の「読み取りの正確性」を担保する意味から、私人検針員については次のようにする。            ハンディターミナルに内蔵されているチェック機能により、検針後に打ち出されるチェックリストを基に検針員と面談をし、チェック項目である検針不能、異常水量、漏水等について、その処理内容を検針員にフィードバックして検針業務の重要性を指導し徹底していく。            法人については、チェック項目の調査まで委託しており、責任者のもと検針員に対し指導を徹底していく。また、併せてその内容等について報告することとする。なお、フィードバックする項目等については、別紙のとおりとする。            また、併せて現在年1回行われている検針員の研修の機会を増やし、万全の検針体制をとりたい。</p>
指摘9	<p><b>受託工事の会計処理についての検討が必要</b>            受託工事収益として営業収益に計上しながら、その工事の受託者がその完成物を受け取る行為は、通常ありえない行為である。経済実態的には、工事施工の監督者の立場である上下水道局が、自ら配水補助管布設工事を行い、受益者から工事負担金を求めたものとする。また、工事施工の監督者の立場と受託施工者との立場の矛盾も感じられる。前者の立場からは、会計年度に対応した処理を行なうために、工事監督業務の時間的な制約を加味し申請日を設ける考え方もあると思われるが、後者の立場からは、お客様である申請者の便宜を優先しなければならないことが挙げられる。会計処理として、受託工事として処理するのではなく、負担金による構築物取得の処理とした方が取引実態を表した処理と考える。</p>	事業推進部	給水課	<p>受託工事としての処理を廃し、配水補助管布設工事(4条施工工事)として実施し、負担金による構築物取得とした扱いで実施しております。</p>
指摘11	<p><b>年度末における受注工事の在り方</b>            市民の便宜を鑑みて、年度末に配水補助管布設工事を行なっているが、実質的な工事は年度末で終わっているにもかかわらず、市の検査待ちの状態、工事契約が4月半ばとなっている。市民の便宜のために前向きに考えていることは大いに評価すべきことであり、自らの決算のために柔軟性を失うことはあってはならないと考えるが、上下水道局が柔軟に対処している反面で、年度末では契約なくして工事が行なわれていることが常態化している。一般会計という債務負担行為に該当するものと考えられるので、改善すべきと考える。また、受託工事であるならば、申請締切日を市民の便宜を鑑みて遅らせることも考えてはいかかかと思う。</p>	事業推進部	給水課	<p>受託工事としての処理を廃し、配水補助管布設工事(4条施工工事)として実施し、年度末の申請で、年度内に完了できない工事については年度繰越工事(建設改良費繰越)として実施します。</p>

X

○

X

検針中

検針中

[残] 4

平成16年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく指摘事項で措置を講じたもの

テーマ 川越市水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他関連業務の財務に関する事務の執行

【指摘】

平成18年5月1日現在

番号	指摘等の内容(要旨)	担当部署		措置状況
		部	課	内容・理由等
指摘3	<p>排水設備工事検査の徹底が必要            公共下水道へ接続されないまま下水道使用料が課されていた。再発防止のためには、排水設備工事の検査の徹底や、使用者に接続の事実を通知し通知記録も残すべきである。</p>	事業推進部	下水工務課	<p>排水設備工事の検査の実施及び検査済証の交付について、より一層徹底してまいります。(下水工務課)            下水道の接続に関しては、検針票の下水道使用料の徴収の有無により一目瞭然であるが、更に、一層の関心をもって頂くため、毎年度、広報等により下水道使用料についての啓発を図っていきたい。平成18年2月10日号の「上下水道局だより」3ページにお知らせを掲載しました。(料金課)</p>